

「ライフジャケットの着用義務範囲の拡大」について

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正

20170326

レース委員会 真野

国土交通省は、平成29年2月1日にライフジャケットの着用義務範囲の拡大を内容とする「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。

この改正により、ライフジャケットの着用について、これまでの乗船者全員の着用は船長の努力義務から、全員の着用義務となりました。

小型船舶（エンジン付）のボート及びヨットの普通のセーリング、クルージングは、ライフジャケット（認証済みの桜マーク付）の着用が義務化されます。

省令は1年後の平成30年2月1日から施行され、平成34年2月1日より違反者は最大6か月の免許停止になります

なお、国土交通省令第137条第4項第4号で「国土交通大臣が認める措置」について、地方運輸局長宛の平成29年1月26付海事局長通達で、セーリングの競技、その練習は適用除外で、その対象レースは「要件を満たす競技として、WorldSailing Offshore Special Regulations又はJSAF外洋特別規定を遵守して実施されるセーリングが認められる。」となっています。

レースの帆走指示書には、ライフジャケットの着用は大概の場合は明記されるので、この文章は、上記適合レースでは「認証済みの桜マーク付」を問わない（海外からの選手の装備やメーカーにも配慮した処置）ということだと思えます。

いづれにしても、クルージングに際しては今後「認証済みの桜マーク付」のライフジャケットの着用が義務化される事になります。

詳細は、下記URLを参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

又、関連文書を添付します。

01 国土交通省プレス発表 20170201

02 海事局長通達 20170126

03 パンフレット